

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 7 日

再生医療等提供機関 管理者 殿

厚生労働省医政局研究開発政策課

「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方 Q&A集」について

平素より厚生労働行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する再生医療等をいう。以下同じ。）の提供に当たっては、用いられる細胞加工物及びその原材料となる細胞について、適切に保管されることが重要であり、「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方」について」（令和 6 年 4 月 15 日医政研発 0415 第 2 号）をお示ししているところです。

今般、令和 6 年度～令和 8 年度日本医療研究開発機構（AMED）再生医療等実用化基盤整備促進事業「再生医療の普及を支援する再生医療ナショナルコンソーシアムの充実」（研究開発代表者：岡田潔 一般社団法人日本再生医療学会常務理事）において、「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方 Q&A集」が作成されました。

つきましては、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

（参考）

「再生医療等安全性確保法における細胞保管に関する考え方 Q&A集」（一般社団法人日本再生医療学会）

<https://www.jsrm.jp/news/news-15846/>